

| | |
|--------------|---|
| 会議 | 政府関係機関移転に関する有識者懇談会(第5回) |
| 日時 | 令和4年3月8日(火) 13:30～15:30 |
| 開催形式 | 対面 及び 一部オンライン開催(Zoom) |
| 場所 | 中央合同庁舎8号館 8階特別中会議室 |
| 出席者 (敬称略) | 大臣 若宮 健嗣 デジタル田園都市国家構想担当大臣 懇談会構成員(50音順) 坂田 一郎 東京大学 総長特別参与・FSI本部ビジョン形成分科会長 角南 篤 公益財団法人笹川平和財団 理事長 牧原 出 東京大学先端科学技術研究センター 教授 増田 寛也(座長) 東京大学公共政策大学院 客員教授 松原 宏 東京大学大学院総合文化研究科 教授 ※富山 和彦委員は都合により欠席。 関係機関(議事順) 日向 信和 文化庁 政策課長 浅川 正司 山口県総合企画部 政策企画課長 事務局 高原 剛 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 局長 清瀬 和彦 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 局次長 新井 孝雄 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 審議官 田邊 仁 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 参事官 |
| 配布資料 | 00-1_議事次第.pdf 00-2_配席図.pdf 00-3_出席者名簿.pdf 01_【資料1】政府関係機関移転に関する有識者懇談会の設置について.pdf 02-1_【資料2-1】中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する進捗状況の概要.pdf 02-1-1_【2-1別紙1】研究機関・研修機関等の移転に関する取組状況調査.pdf 02-1-2_【2-1別紙2】研究機関・研修機関等のモニタリング指標によるフォローアップ調査.pdf 02-1-3_【2-1別紙3】研究開発法人の中期計画等における移転の取組の記載状況.pdf 02-2_【資料2-2】文化庁の京都移転について.pdf 02-3_【資料2-3】艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライトとの連携について.pdf 03-1_【資料3-1】政府関係機関移転総括的評価方針について.pdf 03-1-1_【資料3-1別添】政府関係機関移転評価方針(案).pdf 03-2_【資料3-2】総括的評価・今後の進め方について.pdf 04_【資料4】中央省庁職員による地方勤務推進検討調査について.pdf 05-1_【参考資料1】政府関係機関の地方移転にかかる経緯.pdf 05-2_【参考資料2】政府関係機関の移転元・移転先.pdf |

次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1)政府関係機関移転に関する有識者懇談会の設置について
 - (2)中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する進捗状況について
 - (3)政府関係機関移転総括的評価について
 - (4)その他
4. 閉会

1. 開会

2. 挨拶

(若宮大臣 挨拶)

- 政府関係機関の地方移転については、「政府関係機関移転基本方針」(平成 28 年3月 まち・ひと・しごと創生本部決定。以下、「基本方針」という。)に基づき、中央省庁7機関、研究機関・研修機関等 23 機関 50 案件に対する検討及び取組を進めてきた。本懇談会は当該取組の進捗に対するフォローアップを目的として、平成 29 年度より年1回開催し、今回は5回目となる。本日は、事務局及び文化庁、山口県より、主に第4回懇談会以降における取組進捗の動向を報告する。
- また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)」(令和2年 12 月閣議決定。以下、「第2期総合戦略」という。)においては、移転取組について「2023 年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う」こととされている。当該事項を踏まえ、本年度は懇談会構成員の坂田先生を中心として、評価の基本的な方針について検討いただいた。本日は、検討成果として取り纏めた「政府関係機関移転評価方針(案)」について、議論いただきたい。

(増田座長 挨拶)

- 政府関係機関の地方移転は、東京一極集中の是正に対する有効な方策として、民間企業における本社機能の地方移転を奨励するにあたり、先駆的事例となるべく開始した経緯がある。懇談会構成員の先生方におかれては、これまでの懇談会にて様々な観点からご意見を頂戴してきた。本日は、本年度、坂田先生を中心として検討いただいた総括的な評価にかかる考え方や手法について議論いただきたい。
- 韓国における首都機能移転の様子を踏まえると、政府関係機関の地方移転には様々な問題が伴い、国民生活に大きな影響を及ぼすと推測している。本日の討議事項が来年度の事業運営に繋がるよう、活発な議論をお願いしたい。

3. 議事

(1)政府関係機関移転に関する有識者懇談会の設置について

- 資料1「2.構成」について、政府関係機関の地方移転にかかる担当大臣の名称が「デジタル田園都市国家構想担当大臣」へ変更となったため、本懇談会の設置要綱において表記を修正した。尚、本懇談会の趣旨、庶務、運営における変更はない。(田邊)

(2)中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する進捗状況について

(田邊参事官 資料2-1にかかる説明)

- p1に記載のとおり、政府関係機関の地方移転に関する取組については、中央省庁7省庁、研究機関・研修機関等 23 機関、50 件に対して、基本方針に基づき取組を進めてきた。当該進捗を適切に点検し、フォローアップするため、平成 29 年に本懇談会を設置し、取組の進捗状況、あるいは今後の方向性等にご意見をいただいていた。本日は、第4回懇談会(令和2年4月 14 日開催)後の進捗を中心に、報告する。
- 中央省庁の移転については、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」における方針に沿い、進

められている。文化庁の京都移転については、p3に記載のとおり、令和2年10月及び11月に京都の地域文化創生本部を会場とし、テレビ会議システムやWeb会議を活用しながら、本格移転に向けた課題を洗い出す目的で、シミュレーションが実施された。一方、最近1年の動向としては、令和2年5月より京都府において移転先庁舎の整備工事を進めていたところ、令和3年8月に工事上の都合から工期を5か月延伸したことにより、令和4年12月竣工予定となった。その後文化庁移転協議会において、竣工後、令和5年3月までに中核となる組織の引越しを完了し、同年5月の大型連休を活用しながら移転を進めることが決定された。本件については、本懇談会で後ほど文化庁より個別に報告いただく。

- 消費者庁の徳島移転については、p5に記載のとおり、令和2年7月に徳島県に恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」が発足し、モデルプロジェクトや政策研究などを本格的に推進する体制が整備され、取組が推進されている。
- 総務省統計局の和歌山移転については、p6に記載のとおり、平成30年4月に和歌山県に開設された「統計データ利活用センター」において、統計マイクロデータの提供の本格運用を開始し、取組が推進されている。
- 特許庁の大阪移転については、p7に記載のとおり、知的財産に関する専門的支援、情報提供、講座・セミナーの開催等の取組を実施している。
- 中小企業庁の大阪移転については、p8に記載のとおり、平成29年に近畿経済産業局に設置した中小企業政策調査課において、「1,000社訪問プロジェクト」の実施、中堅・中小企業実態レポートの把握・公表、事例集の作成・公表がなされている。
- 観光庁移転については、p9に記載のとおり、各地方運輸局の体制強化を実施している。令和3年度までに、全10地方ブロックにおける「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を計6回開催した。
- 気象庁移転については、p10に記載のとおり、三重県において防災教育・災害対策関連の取組が実施されている。
- 年次プランに基づく研究機関(13機関32件)の進捗状況については、p10に記載のとおり、「拠点の設置・整備」を予定している22件のうち20件が令和2年度末時点で移転を完了し、2機関が未完了となっていた。防衛装備庁艦艇装備研究所の山口移転の拠点整備については令和3年度中に完了し、令和4年度業務開始に向けて取組が進められている。本件については、本懇談会において後ほど山口県より個別に報告いただく。また、国立健康・栄養研究所の大阪移転の拠点整備については現在工事が進められており、令和4年度に完了予定である。「協議会の体制整備」「人材育成支援・技術協力等の開始」については、全件の取組が完了している。「共同研究・研究連携等」については、1機関のみ取組が未完了となっている。各機関においては引き続き、地域の特性を活かした共同研究実施に向けて取組を進めている。
- 研修機関等(11機関18件)の進捗状況については、p13に記載のとおり、「拠点の設置・整備」「研修の開始」ともに全件の取組が完了している。一方で、モニタリング指標については、研修の参加人数・テーマ数が前年度に比べて減少している。当該数値については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化しており、研修を実施できていないことによると推測される。尚、オンライン・オンデマンド型研修等、ICT技術を活用した取組も実施されている。
- p14について、令和3年度より総括的評価に向けた準備を開始した。本件については、本懇談会において後ほど資料3-1に基づいて報告する。

(質疑応答・意見交換)

- 各機関の取組進捗状況について、資料2-1等に記載されている情報の時点にばらつきが生じていると推測する。文化庁等令和3年度の情報を含む機関と令和2年度までの情報のみの機関が混在しているが、最新情報の記載がない機関については、進捗状況の提出がなかったのか、若しくは取組の進捗がなかったものなのか。資料記載情報については、可能な限り時点を揃えるよう検討いただきたい。(松原)

- ◇ 本年度は、原則として令和2年度末時点における進捗状況をフォローアップ対象としている。一方、令和3年度の進捗状況にかかる情報が揃っていた機関には、当該データを提出いただいた。今後は時点を揃えて進捗状況を比較できるよう、資料の掲載情報に留意する。また、総括的評価の際にも、評価材料となる情報の時点を揃えることに留意する。(田邊)
- ◇ 各機関の進捗状況を横並びで比較できるよう、掲載情報の時点に留意いただきたい。また、令和2年度末時点の情報が揃っていない機関に対しては、事務局から督促いただきたい。(増田)

(日向政策課長 資料2-2にかかる説明)

- 文化庁においては、p2に記載のとおり、平成28年より基本方針に基づいて移転取組を進めている。平成29年4月には、先行移転として、文化庁地域文化創生本部を京都府に設置した。本懇談会時点においては、約50名が地域文化創生本部における業務に従事している。
- 令和3年度における具体的な取組内容については、p3に取り纏めた事項をご確認いただきたい。
- 文化庁では移転準備の一環として、令和元年度・2年度に京都移転に向けたシミュレーションをp4に記載のとおり実施した。本シミュレーションにおいては、移転予定部署の次長をはじめとした職員が1課ずつ順番に一定期間本庁舎を離れ、国会対応、他省庁・自治体等とのやり取り、予算業務、報道に関する業務を京都の地域文化創生本部から遠隔実施することにより、移転に際する課題等を洗い出し、改善方策を検討した。本シミュレーションの結果、p5に記載のとおり、一定の案件についてはテレビ会議システムやZoom等のWeb会議ツール等を活用することで、遠隔対応が可能となった。一方、特に重要な案件、迅速な対応が必要な案件、機密性の高い案件、複雑な協議・交渉が必要な案件等については遠隔対応が困難な場合があり、対面対応や東京の職員によるサポートを要した。本シミュレーション結果を踏まえ、p5(6)に記載のとおり、今後の課題について整理した。本検証結果については、令和3年6月に国会にて報告済みである。
- 令和元年度・2年度のシミュレーション結果を踏まえた更なる検証実施を目的に、p6に記載のとおり令和4年2月の通常国会期間中に、文化庁独自のシミュレーションを実施した。当該シミュレーションにおいては、新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、品川の貸オフィスにて勤務を行った。本シミュレーションの検証結果については、取り纏め途中である。
- 京都府における庁舎工事については、p2に記載のとおり、令和3年8月に、建物の耐震補強やがれき処分に伴い工期を延伸し、令和4年12月の竣工を目指すことが京都府から報告された。本件を踏まえ、令和3年11月の文化庁移転協議会において、「文化庁において中核となる組織は、2023(令和5)年3月中に引越しを行い、2022(令和4)年度中の業務開始を目指すこととし、その他については、2023(令和5)年5月初旬の大型連休を活用しつつ、国会業務等の状況を踏まえながら、移転できる課や係から順次、可及的速やかに移転を進めることを目指す」ことが決定した。本懇談会時点においては、庁舎工事に順調な進捗が見られる旨の報告を、京都府より受領している。

(質疑応答・意見交換)

- 文化庁は移転取組の中でも先導的なものであり、移転に際する課題対応策を都度検討してきたことと推察する。案件の遠隔対応については、新型コロナウイルス感染拡大以前においては漸進的な取組として位置づけられていたものの、感染拡大以後においては、社会において一般的に行われているものである。本日文化庁が報告した遠隔対応に対する課題事項が、感染拡大以前の報告時に掲げていた課題事項と類似しており、遠隔対応に対する進展が余り見受けられない印象を持った。特に、資料2-2 p5「機密性」については、現時点においても遠隔対応の可否に支障をきたす要素なのか、疑問を抱く。(牧原)
- ◇ 機密性については、Zoom等のWeb会議ツールを活用するよりも対面会議にて開催した方が、情報が保秘され

るケースがあった。ご指摘を踏まえ、遠隔対応における保秘徹底を確認できれば、更なる遠隔対応について前向きに考えてゆきたい。(日向)

- ◇ 一時期、Web 会議ツールのセキュリティに問題があると言われていた時期があったものの、今では当該ツールの活用が機密性担保に支障をきたすことはないと推測する。文化庁内において、実際に保秘されなかった事例があるならば、是非克服していただきたい。(牧原)
- ◇ 文化庁において保秘にかかる具体的な問題は生じていないため、更なる Web 会議ツールの活用を進めていきたい。(日向)
- ◇ 先日の内閣総理大臣の出席会議においても WebEx を活用していた。中央省庁において遠隔対応を推進しない理由として、情報の保秘にかかる可否を掲げることは今や通用しない認識である。文化庁として、機密性の高い案件に対する遠隔対応が困難だと判断した背景や、政府における Web 会議ツール活用事例と文化庁内会議システムとの違い等について整理の上、事務局に報告いただきたい。(増田)
- ◇ 令和4年1月に文部科学省の行政情報システムが刷新されて以降、オンライン会議の際には WebEx 及び Zoom を活用している。(日向)
- ◇ 保秘にかかる課題がないならば、引き続き多くの業務において遠隔対応を進めていただきたい。(増田)

(浅川政策企画課長 資料2-3にかかる説明)

- 山口県では、政府関係機関の地方移転の一環として、平成 27 年に宇宙航空研究開発機構(JAXA)、(国研)水産研究・教育機構と併せて、艦艇装備研究所に対する誘致提案を実施した。艦艇装備研究所については、基本方針による移転決定以降、防衛装備庁における有識者会議や、防衛省・山口県・岩国市の3者による検討を経て、令和3年9月に岩国海洋環境試験評価サテライト(以下、「サテライト」という。)の開設に至った。
- 近年、国では、海上防衛における水中無人機の重要性が高まっていることから、水中無人機の機能性向上のため、様々な試験評価を実施可能な、新たな試験評価施設の整備が必要だと考えられてきた。また、民生においても、将来的な労働力人口の減少に伴う潜水士不足への懸念から、発電プラントや、橋脚、水中構造物等のメンテナンス、及び水産業におけるモニタリング実施等における水中無人機の需要が高まっている。そのため、近年の空中撮影におけるドローン活用と同様に、水中撮影における無人機の活用に向けて、研究開発の活発化が予想されている。
- 従来、水中無人機の研究開発においては、実海面における実機試験を実施してきた。一方、実海面試験における課題として、多額な経費を要する点、スケジュールや環境条件が気象や海象に左右される点、及び実機亡失のリスク等が挙げられる。そこで、デュアルユース技術(民生にも海上防衛にも応用可能な技術)を活用した水中無人機等を評価するための、多種多様な海洋環境の精緻なシミュレーションが実施可能な試験評価施設が整備された。
- p2に記載のとおり、サテライトは約 30,000 m²の敷地面積を有し、国内最大級となる縦 35m×横 30m×深さ 11m の大型水槽を設置している。当該水槽を用いて海洋環境の模擬環境を構築することにより、多様な環境・状況下における水中ロボットの技術実証等が、効率的に実施されることを期待する。
- 山口県は、p3に記載のとおり、県内総生産の4割を第二次産業が占める工業県である。特に、瀬戸内海沿岸に点在しているコンビナートを中心に基礎素材型産業が集積しており、当該産業を支える高度なモノづくり技術を有する中堅・中小企業が立地している。また、広島県や福岡県と併せて、自動車や鉄道等の加工組立型産業にかかる一大生産集積地となっている。以上の産業特性を生かし、今後は企業間の連携強化を図り、県内企業の様々な分野の新規参入を促進するとともに、オープンイノベーションによる新技術や新製品の創出に取り組むことにより、山口県として産業振興を進めていきたい。
- 水中ロボット関連産業には、p4に記載のとおり、多くの技術的要素を含むことから、幅広い企業の参入や応用分野への展開など、新たなイノベーションの創出が期待できる。そこで山口県においては、工業県としての産業特性を活

かし、水中ロボット産業の振興を進め、地域活性化につなげていきたいと考えている。

- 山口県とサテライトの連携イメージについて、将来像も含めて p5に取り纏めた。令和3年度には、試行的な取組として、県内の民間企業を対象とした水中ロボット分野の専門家による技術セミナーを、山口県産業技術センター(公設試験研究機関)にて開催し、水中ロボット産業振興機運の醸成を図った。令和4年度においては、産業振興の機運醸成及び技術交流を目的に、水中ロボットコンテストを開催する予定である。また、令和3年度以上に高度な内容にかかるセミナーを開催し、水中ロボット産業の事業参入や研究開発を目指す県内企業の支援を進めたく考えている。当該取組の成果を蓄積した後、将来的には山口県産業技術センターと艦艇装備研究所が研究協定を結ぶことにより、民間企業によるサテライト利用を推進する想定である。山口県としては、国や岩国市、県内企業や試験研究機関等との連携を通じ、サテライトを活かした新規産業イノベーションの創出支援、及び企業誘致による魅力ある雇用創出を目指した上で、山口県の地方創生につなげていきたい。

(質疑応答・意見交換)

- 特に質問事項等はなし。

(3)政府関係機関移転総括的評価について

(田邊参事官 資料3-1、3-2にかかる説明)

- 政府関係機関の地方移転の取組について、第2期総合戦略においては、「有識者からの意見も考慮しつつ、政府においてフォローアップを引き続き進めるとともに、その結果を踏まえ、2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う」とされている。そこで事務局においては、令和3年度より、総括的評価に向けた基本的方針等の検討に着手した。本日はこれまでの検討内容と今後のスケジュールについてご報告する。
- 資料3-1 p1について、本年度は懇談会構成員の坂田先生を座長にお迎えし、「政府関係機関移転評価方針検討会」を設置・開催した。検討会構成員については、坂田先生をはじめ、公共政策、地域経済、首都機能移転等に知見を有する専門家5名に参画いただいた。また、第2回検討会においては京都大学 依田高典先生及び同志社大学 河島伸子先生を臨時委員としてお招きし、それぞれの立場から移転取組に対する考えを共有いただいた。検討会では、移転機関が保有する移転取組にかかるデータの確認を目的に本年度実施した実態調査結果、及び過年度フォローアップ調査の内容等を踏まえ、評価方針について議論いただき、評価を通した取組への助言実施や、「あるべき姿」として定量指標を把握することの重要性など、評価指標の検討に際し必要な視点等について意見を頂戴した。
- 資料3-1 p2「評価の流れ」について、総括的評価を「調査」「評価」「可視化」の3段階で実施することを検討した。具体的には、まず、評価指標にかかるデータ等についてアンケート等にて「調査」を行った後、調査結果を踏まえて評価項目毎に「点数付け(評価)」を実施し、最終的に「可視化」した評価結果を公表する想定となっている。
- 評価観点については、基本方針における「移転の基本的指針」を元に、①機能確保、②費用抑制・体制整備、③地方創生を設定した。また、各評価観点に紐づく評価項目、及び各項目を評価するための評価指標を検討し、最終的に、3評価観点・14 評価項目・60 評価指標(①機能確保:3項目7評価指標 ②費用抑制・体制整備:3項目 16 評価指標 ③地方創生:8項目 37 評価指標)を設定した。尚、60 評価指標については、資料3-1 別添別紙「評価指標一覧」に一覧化している。
- 評価指標の設定にあたっては、各移転機関において調査時に提示する評価指標をすべて把握していることが重要である一方、移転機関によっては一部の定量指標にかかるデータを把握していないことが予想されるため、当該機関に対しても評価項目への点数付けを実施可能なよう、定量指標に代替する定性指標を設定した。尚、各移転機関

の移転取組内容に応じて調査すべき評価指標が異なると想定されるため、令和4年度において、機関毎の取組内容に応じた評価指標を検討する。尚、本年度検討した、各取組内容に基づく対応指標例については、資料3-1 別添「評価指標一覧」内の「取組種別毎の調査項目」にて整理している。

- 資料3-1 p3「評価方法(点数付け)」については、評価指標にかかる調査内容に基づき、評価項目毎の点数付けを実施する想定である。3評価観点の中でも、①機能確保、②体制整備に紐づく評価項目については、移転に伴い必ず充足が求められる必要観点として減点方式で点数付けを行う。一方の、③地方創生に紐づく評価項目については、移転に伴い充足が望ましい十分観点として、加点方式で点数を算出する。尚、資料3-1別添 p11 に明記したとおり、総括的評価では総合点を元に、移転取組間における評価結果の比較を行うのではなく、各取組内における評価項目毎の得点を把握することで、各取組において良好な/改善すべき事項を認識することが重要である。尚、資料3-1別添については、令和4年度以降における検討事項を追記した上で最終化する予定である。
- 次年度においては、各評価指標の調査手法、点数付けの基準、評価結果の可視化内容について、順次検討を行う想定である。特に、資料3-1p3に記載の「評価の可視化イメージ」については、適切な表現で評価結果を記載するための方法を検討する。また、『「評価結果活用の手引き」(仮称)イメージ』については、評価結果を各移転機関における取組改善に活用いただくために、取組の好事例等を取り纏め、各移転機関に共有する想定である。
- 資料3-1 p5「政府関係機関の地方移転に関するデジタル技術の活用事例」について、本年度実施した実態調査の結果から、移転取組開始当初の想定以上に、移転取組における ICT 活用が推進されていることが示された。特に、移転機関におけるコミュニケーションや働き方、情報発信において、デジタル技術の活用が推進されている。総括的評価に際する調査においては、本年度の実態調査と同様に、移転機関における ICT 技術の活用事例等にかかる情報を収集し、評価結果活用の手引きにて取り纏める想定である。
- 総括的評価にかかる今後のスケジュールについては、資料3-2に記載のとおりである。まず、令和4年度前半に、調査・評価・可視化方法を詳細化する。その後、移転が完了している機関に対する調査を実施し、当該調査結果を踏まえて評価基準・評価者等の評価方法詳細を最終化した上で、令和4年度時点の仮評価として点数付けを行う。その後、令和5年度に仮評価結果を各移転機関と共有の上、事務局・移転機関間で今後の対応を相談する。最終的には令和5年度において、文化庁等の令和4年度の調査時点で移転が未完了の機関への調査を実施した後に、評価結果を更新し、最終公表する。

(坂田委員 補足説明)

- 本年度「政府関係機関移転評価方針検討会」では、各移転機関に自らの移転に関する効果や影響等を把握する努力をしていただくことが、より良い移転の実現に向け、根幹的に重要である、という委員の総意のもと、資料3-1 p2「評価観点・項目・指標の設定」を体系的に整理した。尚、「①機能確保」「②費用抑制・体制整備」は移転取組の直接的効果であり、効果の範囲が限定的であることから、それを補うものとして「③地方創生」に関する評価指標群を充実させた。
- 総括的評価では、移転取組を「評価」すること以上に、各移転取組をより良い形で進めるためのガイドづくりに重点を置きたいと考える。ガイド的な役割を持たせるためには、資料3-1 p3記載の総合点よりも、各評価項目の得点分布を重視することが重要である。また、資料3-1 p3「評価結果活用の手引き」については、文化庁の移転シミュレーションのような、移転取組のモデルとなる取組事例を収集して取り纏めることで、移転機関や移転先自治体等の関係者に活用いただきたいと考えている。加えて、当該手引きを活用しながら、移転取組に携わる現場の方々が、取組にかかる経験を互いに学び合う「場」を設けることも有意義だと考える。
- 本検討会では、臨時委員を含めた委員7名のうち4名が女性であったことに加え、地方の事情や実際の移転先地域の様子に関する知見を有する方にも委員として参加いただいた。そのため、移転取組における業務内容や、移転に

伴う機関の機能維持等にかかる観点のみならず、移転取組が職員の生活や家族、及び社会に与える影響・印象等のより幅広い観点も含めた議論を進め、政府関係機関の地方移転にかかる意義や移転取組を通して打ち出すべきメッセージについて意見交換を行うことができた。その意見を三点ほどご紹介したい。

- 一つ目として、都心への大学進学により地元から離れた地方出身者が、適職のない地元には戻らないケースが多いことから、地域における人と仕事の循環創出が、地方創生の重要ポイントとして指摘された。そのため、総括的評価においては、各地方の移転取組に対する期待に応えるよう、移転取組を通じた人と仕事の循環創出についてメッセージの発信が必要という意見が上がった。
- 二つ目として、昨今のコロナ禍やDXの進展等の潮流により、人々の価値観や社会が大きく変化しつつあり、東京から地方への企業移転や移住の機運が醸成されていることがある。そこで、これまでの政府関係機関移転を地方移転の先駆的事例として捉え、地方移転は職員の仕事面・生活面の双方に大きなメリットをもたらすことをメッセージとして発信すべき、との意見があった。また、国民は、政府機関で働く職員に対し、心理的に「距離が遠い」というイメージを抱く傾向にあることから、移転機関職員が移転先地域における生活を楽しみながら、仕事に従事していることを対外発信できると、政府関係機関移転を国民にもより身近に感じてもらえるのではないかと、という意見も上がった。当該意見を踏まえ、移転機関職員のモチベーションにかかる評価指標については、「維持」だけではなく「向上」に寄与することも十分に想定されるような表現に改めた。以上を踏まえ、政府関係機関移転が地方創生全体に良い影響を与えるためには、移転取組に伴う前向きなメッセージを対外発信することが重要であると考えた。
- 三つ目として、政府関係機関移転により、移転機関及び移転先地域の双方において相乗効果、イノベーション学の言葉では知識結合と呼ぶが、それが生じることを対外発信すると、都市部から地方への人や組織の移転により醸成される地方創生の意義について、社会にアピールできるという意見が上がった。第2回検討会では、消費者庁行政新未来創造オフィスの設置に伴い、東京では実現困難であった地域における関係機関との協働機会の創出等が実際にあった事例について、臨時委員から共有があった。総括的評価の際には、消費者庁のような事例を多く収集し、評価結果「可視化」時に取り纏めたい。
- 資料3-1 p5「デジタル技術の活用事例」については、本年度の実態調査により、移転取組におけるデジタル技術の活用が、コロナ禍を契機として従来の想定以上に一挙に進展していることが示された。総括的評価を実施する際には、デジタル技術に伴う先進的な事例や多様な効果を収集していきたい。

(質疑応答・意見交換)

- 資料2-1 別紙1「研究機関・研修機関等の移転に関する取組状況調査」について、「拠点の設置、整備」が斜線表記の機関については、当初より拠点の設置・整備を想定していなかったのか。(松原)
 - ◇ ご認識のとおり、基本方針の中で、当該項目を位置づけていない取組に対して斜線を付けている。(田邊)
 - ◇ 資料2-1 別紙1において、防衛装備庁に赤丸がついているが、当初拠点整備を想定していなかった機関が拠点を整備することになったのか。(松原)
 - ◇ 防衛装備庁については当初より令和3年度の移転完了を目標に拠点整備を計画しており、本年度のフォローアップ調査にて移転完了が報告されたため、当該資料内に赤丸がついた。(田邊)
- 資料2-1 別紙2「移転先の職員配置数」について、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)の移転先3件(鳥取県、島根県、香川県)の間で人数に差が生じている。当該数値を定量的に評価する際に、職員配置数の大小から単純評価を行うことが適切なのか、懸念している。(松原)
 - ◇ 移転取組毎に職員配置数が異なることは認識している。総括的評価の際には、移転取組間における数値の差が示す意味を明確にした上で、評価を行いたい。(田邊)
 - ◇ 職員配置数については、数名の機関もあれば数十名の機関もあり、規模にばらつきが生じている。最も大規模

に移転している機関はどこか。(増田)

- ◇ 広島県の(独)酒類総合研究所については全面移転を実施していることから、多くの職員が移転先に配置されている。尚、職員配置数については、拠点の設置・整備有無、及び移転規模により異なることから、移転取組毎に分類し、評価を進めたいと考える。(田邊)
- ◇ 総合的評価の際には、不公平な評価実施を防ぐため、評価基準を揃える必要がある。また、移転機関毎に拠点整備の実施有無に違いがあることへの考慮が必要である。全面移転した取組ほど評価が高くなるものと推測するが、当該数値に対する評価の仕掛けについて、事務局内で検討いただきたい。(増田)
- ◇ 広島県の(独)酒類総合研究所は比較的大規模な移転として認識していたが、香川県の農研機構における職員配置数が(独)酒類総合研究所の当該数値を超過している点が気になった。当該データについては、再度精査いただきたい。(松原)
- ◇ 本年度実態調査において、現時点における各移転機関の評価指標にかかる回答可否を把握している。移転機関には、総括的評価の際、定量的に把握可能な数値を提出できるよう努力いただきたく考えている。一方で、取組内容の違いから、評価に際して移転機関毎に配慮すべき要素を検討する必要がある。また、一般的には取組完了から時間が経過するほど波及効果が大きくなる一方、移転スケジュールに前後が生じている機関があることも事実である。そのため、移転取組を横並びで比較する際には、移転完了時期や進捗スケジュールなどを考慮して評価を行う必要があると推測している。評価の際には、評価対象となるデータの内容を精査する必要がある。(坂田)
- 移転取組の評価においては、移転完了から経過した時間に従い、重視すべき評価項目が変化すると推測する。例えば、移転取組の完了直後には、コスト等の観点を評価することが重要である一方、長期的には移転取組がもたらす効果への評価が求められるのではないかと。(牧原)
- ◇ 資料3-1 p2「評価観点・項目・指標の設定」について、「内部要素」に含まれる評価項目「①機能確保」「②費用抑制・体制整備」は、各機関共通で重要な評価事項、及び移転完了直後の短期的な効果にかかる評価事項としてご認識いただきたい。一方、指摘の点は重要である。今回の評価指標群の中で地方創生にかかる諸事項は、一般的に時間の経過とともに効果が大きくなる事項であり、そういう側面も捉えられる構想としていところである。(坂田)
- 本評価方針については、研究機関に対する評価を軸として検討された印象を受ける。一方、行政機関と研究・研修機関では、評価の際に重視すべき項目が異なると推測する。機関種別毎の評価方針について、考えがあればお聞きしたい。(牧原)
- ◇ 行政機関と研究機関については、取組内容に応じて指標の聞き方や調査手法を変えることを一案として検討している。本件については、令和4年度に詳細検討する想定である。(田邊)
- ◇ 資料3-1 p2「①機能確保」「②費用抑制・体制整備」にかかる評価指標については、機関種別に関わらず同様に把握すべき重要事項と認識している。一方、「③地方創生」にかかる評価指標については、機関毎に評価対象とすべき指標が異なると推測している。本年度検討した評価指標を、各機関にどのように適用するべきか、機関との対話を重ねながら、令和4年度に検討する必要がある。(坂田)
- データサイエンスの普及で定量的な分析が一般的になったが、評価のために無理に数値化して定量的に捉える必要はない。特に地方創生の文脈においては、移転取組が地方における生活向上に向け、どう寄与するかを考えると重要であることから、可能な限り地方創生の実態に合う評価を検討いただきたい。(牧原)
- ◇ データの数値化を無理にする必要はないと、というご意見に留意して評価方法の検討を行いたい。各移転機関が従来定量的に把握・管理してきた情報については、調査時のデータ提出が容易であると推測する。一方、これまで各移転機関が定量的に管理してこなかった情報について評価を行う際には、合理的な評価方法を検討

したい。(田邊)

◇ 定量指標を評価する際には、数値根拠の確認が重要だと考えている。そのため、総括的評価に向けた調査においては、移転機関に対して、回答数値の根拠を提示いただくことを検討している。一方で、機関によっては、数値の提出自体に意味がない評価指標があると推測されるため、当該指標については定性指標で回答いただく想定である。尚、調査の際には自由記述欄を設ける想定である。テキストマイニング等の分析手法を活用しながら、自由記述の回答への内容評価も実施したく考えている。(坂田)

▶ 研究開発法人については、第6期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、複数指標を通期的にモニタリングし、レビューしている。移転取組の総括的評価を、当該計画のレビュープロセスと上手く照合することができれば、研究開発法人の計画状況に沿った取組進捗を評価することができると推測する。本件については、必要に応じて内閣府科学技術・イノベーション推進事務局へ連携する。(角南)

◇ 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局との連携については、是非お願いしたい。研究開発法人については、機関自体の移転取組に対する方向性を確認するにあたり、機関自体の全体計画を確認することが重要だと考える。機関の全体計画及び移転取組にかかる計画の両側面から、移転取組の評価を進めることができると大変有り難い。(坂田)

(4)その他

(田邊参事官 資料4にかかる説明)

- ▶ 基本方針内「国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)」における記載事項に基づき、令和2年度に中央省庁職員におけるテレワークの実施状況についてアンケートを実施し、職員における地方勤務の実施意向や、テレワークにおける実施業務について分析した。当該分析においては、業務プロセスやコミュニケーションに継続的な改善が求められる一方で、テレワークで実施可能な業務が一定数存在することが示された。当該結果を踏まえ、本年度は p1 に記載のとおりサテライトオフィスを活用した地方勤務の試行を実施し、地方勤務により効率化する業務の特定・整理及び、及び地方勤務の拠点に必要な要素の検討を行った。本取組等を通じ、「テレワークを活用した地方勤務」という新たな働き方の、更なる増加を目指している。
- ▶ 本試行では、関係省庁から計 46 名の参加を得た。参加者は、個々の職員単位ではなく業務チーム(課室又は係)単位で参加し、地方における現地調査や現地イベントに合わせて、出張先において通常業務を実施した。試行実施期間や実施先地域については、所管業務等を踏まえ参加者自身に設定いただいた。結果として、期間は最短2泊3日から最長2週間、実施先地域は地方都市から離島、執務場所は貸会議室やコワーキングスペース、農泊等の宿泊先等、多岐にわたる試行が行われた。
- ▶ 本試行では、参加者に事前/事後アンケート、及び事後ヒアリングを実施し、地方勤務により効率化する業務及び地方勤務上の課題を p2 のとおり分析した。地方勤務により効率化する業務については、「国会業務」や「予算業務」といった業務の大分類ではなく、業務特性の観点から把握した。分析の結果、「作業の進め方や配分を自分でコントロールしやすい業務」や「意思決定について担当者の裁量が多い業務」が地方勤務により効率化されることが分かった。また概ね普段通りに実施し得る業務として、「普段からメール中心に作業依頼や調整が行われる業務」や「細部の確認等の一部を除く資料作成業務」が挙げられた。一方で、普段のように効率的・効果的に実施できない可能性のある業務として、「作業依頼の趣旨を電話等で頻繁に確認する必要がある業務」「上司と頻繁に方針の確認や相談が必要な業務」「重いデータを扱う業務、細かい数字等の確認が必要な業務」が挙げられた。また、業務チーム単位で地方勤務を行うと効果が高い業務として、「地方自治体や地方企業等が関係者となる所管業務の情報収集、人的ネットワークづくり」や、「課室や係等の業務グループの長期的な方針や懸案事項の検討」が挙げられた。

- ▶ 地方勤務における課題については、「テクノロジーと設備」「人材と組織風土」「組織構造と業務プロセス」「ルールと制度」の4観点から分析を行った。「テクノロジーと設備」面においては、地方勤務を実施するに十分な通信環境の整備が必要なが判明した。「人材と組織風土」については、職員個々人の Web 会議ツール活用による関係者との業務協働にかかるスキル向上とともに、遠隔対応による就業形態を、組織自体が許容することが重要であることが判明した。「組織構造と業務プロセス」については、業務実施の前提として、各職員の業務における裁量範囲やスケジュール、役割分担の明確化が必要と考えられる。「ルールと制度」については、公務員の勤務にかかる規則等の整合性をとることが重要であることが判明した一方、本件は各職員自身においては対応困難な課題として認識する必要がある。

(質疑応答・意見交換)

- ▶ 政府関係機関の地方移転にかかる議論の開始当初と比べると、デジタルに係る環境が大きく変化した。例えば EU やアメリカにおいては、コロナ禍を経て、デジタル技術を活用したガバナンスのあり方に変化が生じている。一方で、資料4の説明を踏まえると、日本では情報基盤を活用する仕組みが整っておらず、進展の余地があると考えている。まずは、SINET のように強固なセキュリティのもと、迅速に大容量のデータを送受信可能な通信ネットワーク等を活用する必要がある。本事業の推進にあたっては、更なるデジタル技術活用の進展を念頭においていただきたい。(松原)
- ▶ 資料4の調査結果を踏まえると、従来業務の延長線上として地方勤務を推進する上では、中央省庁職員自身における行政改革が重要であることが示されている。また、政府関係機関移転は、各移転機関の地方移転を完了させることのみが目的ではなく、業務における将来的なデジタル技術の活用促進に寄与すべきものと認識している。そのため今後は、地方創生における重要な観点として、デジタル化に沿った多様な働き方の可能性を提示していくべきである。まずは、デジタル化に伴う働き方改革やワーケーションを推進している外部機関にヒアリングをするとよいのではないかと。今後、ワーケーション推進機関の増加が見込まれることから、大容量データの送受信可否や設備有無等について意見収集が可能と推測する。本件については、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が主導となり、政府内において擦合せをしながら推進いただきたい。(牧原)
- ▶ 政府関係機関の地方移転を通して、都市部から地方へ人や組織が移転し、移転先地域に根付くためのモデルを打ち出す必要があると考える。そのため、情報化社会及びデジタル化に伴う新しい働き方の推進に向けて、より積極的に取り組む必要がある。具体的には、地方勤務推進上の課題として、職員個々人の考え方、インフラ整備、及び方法論について検討する必要がある。インフラ整備について、例えば大学機関においては、SINET への接続がある限り、就業場所やデータセットの容量に影響を受けることなく同じ条件下での業務遂行が可能である。政府関係機関においても、同様の設備整備が進めば、勤務場所等に影響を受けることなく、いずれの場所においても業務遂行が可能と推測する。また、方法論については、大容量データを取り扱う場合、メモリの大きいパソコン等を持ち運ぶことはフィジビリティ及びセキュリティ上難しいことから、クラウドサービスの利用が標準になる。以上のような、新しい時代における働き方を、政府関係機関内において広めていくことが重要である。(坂田)

(増田座長 総括)

- ▶ 政府関係機関の地方移転について議論を開始した当初と比較すると、コロナ禍を経たことにより、地方移転に際する前提条件が大きく変化した。例えばセキュリティについては、保秘の観点から遠隔対応よりも対面対応を優先するという一般的な議論は通用しない。今後はデジタル民主主義の構築等、従前よりもはるかに高度な前提条件を踏まえることが重要であり、デジタル技術活用を前提としたコミュニケーション構築方法や、サイバー攻撃等の脅威に対する強固なセキュリティ構築等、当初の想定よりも高度な議論を展開する必要がある。
- ▶ 政府関係機関移転は、東京一極集中是正に向けた民間企業における本社機能の地方移転の契機とするべく、推

進してきた経緯がある。近年、コロナ禍を契機に、本社機能の地方移転に着手する民間企業数が増加しており、特に札幌への移転例が多いと報じられている。

- 令和4年度には、移転取組を検討開始した時点よりも高度な条件を念頭に置き、坂田先生のご尽力のもと総括的評価を進めていきたい。懇談会構成員の先生方においては、引き続き政府関係機関移転へのご意見、アドバイスをいただきたい。

4. 閉会